

航空無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

- A 1 次の記述は、無線局の免許の有効期間及び再免許について、電波法及び無線局免許手続規則の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

免許の有効期間は、免許の日から起算して A を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。

航空法第60条の規定により無線設備を設置しなければならない航空機の航空機局（「義務航空機局」という。）の免許の有効期間は、 B の規定にかかわらず、 B とする。

航空移動業務及び無線航行業務の無線局の再免許の申請は、免許の有効期間満了前 C を超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が1年以内である無線局については、その有効期間満了前1箇月までに行うことができる。

免許の有効期間満了前1箇月以内に免許を与えられた無線局については、 の規定にかかわらず、免許を受けた後直ちに再免許の申請を行わなければならない。

	A	B	C
1	5年	10年	1箇月以上3箇月
2	5年	無期限	3箇月以上6箇月
3	3年	10年	3箇月以上6箇月
4	3年	無期限	1箇月以上3箇月

- A 2 次の記述は、安全施設について、電波法の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき字句を下の1から5までのうちから一つ選べ。

無線設備には、 ことがないように、総務省令で定める施設をしなければならない。

- 1 物件に損傷を与え、又は自然環境を破壊する
- 2 電波の公平かつ能率的な利用を障害し、又は電波の利用環境を悪化させる
- 3 通常の使用状態において発火、発煙等の異状が発生する
- 4 人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える
- 5 他の電氣的設備の機能に障害を与える

- A 3 次の記述は、無線従事者の免許証の訂正及び再交付について、無線従事者規則の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

航空無線通信士の資格の無線従事者は、 A に変更を生じたときは、所定の様式の申請書に免許証及び A の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出し、免許証の訂正を受けなければならない。ただし、 の規定による免許証の再交付を受けることを妨げない。

無線従事者は、免許証を B ために免許証の再交付を受けようとするときは、所定の様式の申請書に次に掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。

- (1) 免許証（免許証を失った場合を除く。）
- (2) 写真 C
- (3) A の変更の事実を証する書類（ に規定する場合に限る。）

	A	B	C
1	氏名	汚し、破り、又は失った	1枚
2	氏名	破り、又は失った	2枚
3	本籍地又は氏名	汚し、破り、又は失った	2枚
4	本籍地又は氏名	破り、又は失った	1枚

- A 4 次の記述は、無線局の運用について述べたものである。電波法の規定に照らし、誤っているものを1から4までのうちから一つ選べ。
- 1 無線局は、次に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
 - (1) 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。
 - (2) 実験無線局を運用するとき。
 - 2 海上移動業務及び航空移動業務の無線局の行う通信には、暗語を使用してはならない。
 - 3 無線局を運用する場合には、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状又は登録状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
 - 4 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

- A 5 次の記述は、聴守義務について、電波法及び無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、その□A中は、総務省令で定める周波数で聴守しなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

のただし書の規定による航空局、義務航空機局、航空地球局及び航空機地球局が聴守を要しない場合は、次のとおりとする。

- (1) 航空局については、□Bで聴守することができないとき。
- (2) 義務航空機局については、責任航空局若しくは交通情報航空局がその指示した周波数の電波の聴守の中止を認めたとき又はやむを得ない事情により長距離洋上飛行中の航空機の義務航空機局若しくは航空法施行規則第150条（救急用具）第4項の規定に基づき指定された区域の上空を飛行中の航空機の義務航空機局が□Cの電波の聴守をすることができないとき。
- (3) 航空地球局については、航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を取り扱っていない場合
- (4) 航空機地球局については、次に掲げる場合
 - ア 航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を取り扱っている場合は、□Bで聴守することができないとき。
 - イ 航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を取り扱っていない場合

A	B	C
1 運用許容時間	緊急の事態が発生した場合	1 2 1 . 5 MHz
2 運用許容時間	現に通信を行っている場合	1 2 3 . 1 MHz
3 運用義務時間	緊急の事態が発生した場合	1 2 3 . 1 MHz
4 運用義務時間	現に通信を行っている場合	1 2 1 . 5 MHz

- A 6 次の記述は、航空移動業務の無線局における電波の発射前の措置について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

航空移動業務の無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、受信機を最良の感度に調整し、□Aによって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。

の場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、□Bでなければ呼出しをしてはならない。

A	B
1 自局の発射しようとする電波の周波数	その通信が終了した後
2 自局の発射しようとする電波の周波数	空中線電力を調整し混信を与えないことを確かめた後
3 自局の発射しようとする電波の周波数その他必要と認める周波数	その通信が終了した後
4 自局の発射しようとする電波の周波数その他必要と認める周波数	空中線電力を調整し混信を与えないことを確かめた後

A 7 次の記述は、航空移動業務における無線電話通信の呼出し及び応答について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

呼出しは、順次送信する次に掲げる事項によって行うものとする。

- (1) 相手局の呼出名称 □ A
 (2) 自局の呼出名称 □ B

自局に対する呼出しを受信したときの応答は、順次送信する次に掲げる事項によって行うものとする。

- (1) 相手局の呼出名称 □ C
 (2) 自局の呼出名称 □ D

	A	B	C	D
1	3回	3回	3回	3回
2	3回以下	3回以下	1回	1回
3	3回以下	1回	3回以下	1回
4	1回	1回	1回	1回

A 8 次の記述は、使用電波の指示について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

責任航空局は、□ A に対し、第152条(周波数等の使用区別)の使用区別の範囲内において、当該通信に使用する電波の指示をしなければならない。ただし、同条の使用区別により当該航空機局の使用する電波が特定している場合は、この限りでない。

航空機局は、 の規定により指示された電波によることを不適当と認めるときは、その指示をした責任航空局に対し、その指示の変更を求めることができる。

航空無線電話通信網に属する責任航空局は、 の規定による電波の指示に当たっては、□ B をそれぞれ区別して指示しなければならない。

の責任航空局は、 及び の規定により電波の指示をしたときは、所属の航空無線電話通信網内の他の航空局に対し、□ C を通知しなければならない。使用電波の指示を変更したときも、同様とする。

	A	B	C
1	自局の通信圏内にあるすべての航空機局	呼出し及び応答周波数並びに通信周波数	その旨及び指示した電波の周波数
2	自局の通信圏内にあるすべての航空機局	第一周波数及び第二周波数	その旨
3	自局と通信する航空機局	呼出し及び応答周波数並びに通信周波数	その旨
4	自局と通信する航空機局	第一周波数及び第二周波数	その旨及び指示した電波の周波数

A 9 次の記述は、遭難通信に関して述べたものである。電波法の規定に照らし、誤っているものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- 2 船舶遭難又は航空機遭難の事実がないのに、無線設備によって遭難通信を発した者は、3月以上10年以下の懲役に処する。
- 3 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに回答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。
- 4 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、遭難信号又は電波法第52条(目的外使用の禁止等)第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が自局に関係のないことを確認するまでの間(総務省令で定める場合には、少なくとも3分間)継続してその遭難通信を受信しなければならない。

A 10 次の記述は、航空機の無線装備について、国際民間航空条約の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

各締約国の航空機は、登録を受けた国の当局から無線送信機を装備し、かつ、運用するための免許状の発給を受けたときのみ、他の□Aでその送信機を携行することができる。領域の上空を飛行される締約国の領域における無線送信機の使用は、□Bに従わなければならない。

無線送信機は、□Cの当局が発給したそのための特別の免状を所持する航空機乗組員に限って使用することができる。

A	B	C
1 締約国の領域内	その国が設ける規制	航空機の飛行を許可した国
2 締約国の領域内	国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則	航空機が登録を受けた国
3 締約国の領域内で又はその領域の上空	その国が設ける規制	航空機が登録を受けた国
4 締約国の領域内で又はその領域の上空	国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則	航空機の飛行を許可した国

A 11 次の記述は、遭難の呼出し及び通報に関し、国際電気通信連合憲章の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、□Aにおいて受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに□Bをとる義務を負う。

A	B
1 いずれから発せられたかを問わず、絶対的優先順位	必要な措置
2 いずれから発せられたかを問わず、絶対的優先順位	救助の態勢
3 通信中の場合を除き、可能な限り	必要な措置
4 通信中の場合を除き、可能な限り	救助の態勢

A 12 次の記述は、無線業務日誌に記載する時刻について、電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

無線業務日誌に記載する時刻は、次に掲げる区別によるものとする。

(1) 船舶局、航空機局、船舶地球局、航空機地球局又は国際通信を行う航空局においては、□A（国際航海に従事しない船舶の船舶局若しくは船舶地球局又は国際航空に従事しない航空機の航空機局若しくは航空機地球局であって、□Aによることが不便であるものにおいては、□Bによるものとし、その旨表示すること。）

(2) (1)以外の無線局においては、□B

A	B
1 協定世界時	協定世界時又は中央標準時
2 協定世界時	中央標準時
3 中央標準時	協定世界時又は中央標準時
4 中央標準時	協定世界時

A 13 無線局が総務大臣から臨時に電波の発射の停止を命じられることがあるのは、どの場合か。電波法の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認められるとき。
- 2 無線局が指定された空中線電力の範囲を超えて運用していると認められるとき。
- 3 無線従事者とその操作の範囲を超えて無線設備を操作していると認められるとき。
- 4 無線局が指定された周波数以外の周波数を使用していると認められるとき。

- A 14 総務大臣が、3箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができるのは、どの場合か。電波法の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。
- 1 免許人が、不正な手段により呼出名称、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を行わせたとき。
 - 2 免許人が、正当な理由がないのに当該無線局の運用を引き続き6箇月以上休止したとき。
 - 3 免許人が、電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
 - 4 無線局の発射する電波の質が、総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。

- B 1 次に掲げるものは、無線局の免許状の記載事項である。これらの事項のうち、電波法の規定により総務大臣が無線局の予備免許を与えるときに指定する事項に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 免許の有効期間
- イ 空中線電力
- ウ 呼出符号（標識符号を含む。）呼出名称その他の総務省令で定める識別信号
- エ 通信の相手方及び通信事項
- オ 電波の型式及び周波数

- B 2 次の記述は、航空局又は航空機局における試験電波の発射について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

航空局又は航空機局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に ア 及びその他必要と認める周波数によって聴守し、 イ を確かめた後、次の事項を順次送信し、更に1分間聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「 ウ 」の連続及び自局の呼出符号又は呼出名称1回を送信しなければならない。この場合において、「 ウ 」の連続及び自局の呼出符号又は呼出名称の送信は、 エ を超えてはならない。

- (1) ただいま試験中 3回
 (2) 自局の呼出符号又は呼出名称 3回
 の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、他の無線局から オ がないかどうかを確かめなければならない。

- | | | |
|-------------------|-------------------------|-----------|
| 1 本日は晴天なり | 2 遭難通信又は緊急通信に使用する電波の周波数 | 3 停止の要求 |
| 4 自局に対する呼出し | 5 自局の発射しようとする電波の周波数 | 6 20秒間 |
| 7 10秒間 | 8 他の無線局の通信に混信を与えないこと | 9 試験電波発射中 |
| 10 無線設備が正常に動作すること | | |

- B 3 次の記述は、一方送信について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

航空機局は、その受信設備の故障により ア と連絡設定ができない場合で一定の イ における報告事項の通報があるときは、当該 ア から指示されている電波を使用して一方送信により当該通報を送信しなければならない。

無線電話により の規定による一方送信を行うときは、「 ウ 」の略語又はこれに相当する他の略語を前置し、当該通報を エ しなければならない。この場合においては、当該送信に引き続き、次の通報の オ を通知するものとする。

- | | | | |
|------------------|---------------------|----------|----------|
| 1 受信設備の故障による一方送信 | 2 時刻 | 3 責任航空局 | 4 送信予定時刻 |
| 5 一方送信 | 6 送信 | 7 時刻又は場所 | 8 送信周波数 |
| 9 反復して送信 | 10 航空無線電話通信網に属する航空局 | | |

B 4 次の記述は、遭難通報の送信事項について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

航空機局が無線電話により送信する遭難通報（海上移動業務の無線局にあてるものを除く。）は、ア（なるべく3回）に引き続き、できる限り、次に掲げる事項を順次送信して行うものとする。ただし、遭難航空機局以外の航空機局が送信する場合には、その旨を明示して、次に掲げる事項と異なる事項を送信することができる。

(1) 相手局の呼出符号又は呼出名称（遭難通報のあて先を特定しない場合を除く。）

(2) 遭難した航空機のイ又は遭難航空機局の呼出符号若しくは呼出名称

(3) ウ

(4) 遭難した航空機のエ

(5) 遭難した航空機のオ及び針路

- | | | | |
|------------|-------------|--------------|---------------|
| 1 速度 | 2 遭難の種類 | 3 所有者若しくは運行者 | 4 機長のとらうとする措置 |
| 5 識別 | 6 位置、高度 | 7 緊急信号 | 8 遭難信号 |
| 9 乗客及び乗員の数 | 10 機長の求める助言 | | |

B 5 次の記述は、航空機の遭難に係る遭難通報に回答した航空局又は航空機局のとるべき措置について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

航空局は、自局をあて先として送信された遭難通報を受信し、これに回答したときは、直ちに当該遭難通報をアに通報しなければならない。

遭難通報を受信し、これに回答した航空局又は航空機局は、イを行い、又は適当と認められる他の航空局にイを依頼しなければならない。

航空機の遭難に係る遭難通報に対し回答した航空局は、次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 遭難した航空機が海上にある場合には、直ちに最も迅速な方法により、救助上適当と認められるウに対し、エすること。

(2) 当該遭難に係る航空機をオに遭難の状況を通知すること。

- | | | | |
|-----------|-----------------|----------------|-------------|
| 1 搜索救難の機関 | 2 所有する者 | 3 当該遭難通報の送信を要求 | 4 当該遭難通信の宰領 |
| 5 運行する者 | 6 海上保安庁その他の救助機関 | 7 航空交通管制の機関 | 8 海岸局 |
| 9 搜索救助を要請 | 10 遭難通報の送信 | | |

B 6 次に掲げる事項のうち、航空機局の無線業務日誌に毎日記載しなければならない事項として電波法施行規則に規定されているものを1、規定されていないものを2として解答せよ。

ア 時計を標準時に合わせたときは、その事実及び時計の遅速

イ 遭難通信、緊急通信その他無線局の運用上重要な通信を行った場合における通信の開始及び終了の時刻、相手局の識別信号並びに自局及び相手局の使用電波の型式及び周波数

ウ 機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容

エ 自局の航空機の航行中正午及び午後8時におけるその航空機の位置

オ 無線機器の試験又は調整をするために行った通信の概要